

★ 2015
December



CLIENT



H27.12.05 No.291

明日へのヒント

- ・人事トラブルの傾向と対策

P1・2

Q&A ～皆様から頂くご質問にお答えします～

- ・レセプトコンピュータの税額控除について

P5

押さえておきたい税制改正

- ・消費税のリバースチャージ方式の導入について
- ・「財産及び債務の明細書」・「国外財産調書」の提出制度改正について

P3・4

やさしい相続

- ・相続トラブル事例 ③
～名義預金～

P6

カイゼン歯科経営 その10

- ・マニュアルを作る ③

P7

年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら、弊法人は12月30日（水）から1月4日（月）を年末年始休業期間とさせていただきます。期間中は、皆様にご迷惑をおかけしますが、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

同封物

- マンスリー・ワンポイント
- 請求書
- 棚卸の連絡票



歯科医院の経営は人で成り立っています。専門教育を受けた従業員が院長をサポートし、貢献している一方で、一部の従業員が問題を引き起こし経営を阻害しているケースも少なくありません。その背景には、歯科衛生士不足による売り手市場の中で従業員を確保する為に、採用のハードルを下げざるを得ない状況もあると思います。今月号では、歯科医院の人事トラブルの傾向と対策について取り上げたいと思います。

採用に係る人事トラブル

採用に係る人事トラブルは、原因が医院側にある場合と従業員側にある場合の2つに分けられます。

■トラブルの原因が医院側にある場合

①採用時に院長が面接を行っていない

採用時に、院長が候補者の方と面接を行っているのでしょうか？院長の考えに賛同して、これから一緒に働く従業員を見つけるためには、院長自らが面接をするべきでしょう。面接では、履歴書に書かれた経験業務について話を聞くと同時に、候補者の人柄についてもしっかりと確認しましょう。

また、歯科医院にはお子さんからご年配の方まで様々な患者様が来院されますので、相手の要望を適切に理解できるかといったコミュニケーション能力も重要となります。面接では、こうした履歴書に書かれていない、人柄やコミュニケーション能力等を見極めることが大切です。



②雇用条件等の未整備

勤続年数の長い従業員が多い職場ですと、雇用条件等をしっかり整備していないままの歯科医院もあるでしょう。しかし、それでは新しく従業員を雇う際に、有給の取得方法や残業代の計算等、雇用条件の不備を指摘され、トラブルに発展するケースも多くあります。なかには、新しく入社した従業員の影響で、既存の従業員からも待遇改善を求められることもあるようです。採用を進める前に、歯科医院に雇用条件や就業規則がしっかり整備されているか、確認が必要です。

■トラブルの原因が従業員側にある場合

①職務に必要な身体的・精神的能力を満たしていない

採用時に気づかない、技術的・精神的な能力不足が入社後発覚するという事はよくあります。このことから、採用時の面接で院長自身が納得してその人を雇ったかどうかポイントになってくるのだと思います。しかし歯科医院は年齢層の幅広い患者が訪れる場所ですので、不誠実である・だらしない等の性格が露呈した場合、速やかに指導を重ねましょう。

②勤続年数の長い従業員や先輩従業員から誤った指示を受けている

勤続年数の長い従業員にとっては、当たり前のルールでも、新しく入社した従業員にとっては初めてのものが多くあります。指示があいまいだと、職場に馴染めずすぐにやめてしまうということも多いようです。また、歯科医院に反感をもつ従業員が先輩従業員の中にいた場合、不適切な指示が行われる可能性もあります。

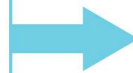
厳格な面接を行っても、従業員を雇用する中では様々な問題が起こってきます。下記では個別の対応方法をいくつかご紹介致します。

継続雇用上の人事トラブル

■優秀な従業員の退職

優秀な従業員ほど、引き合いは多いものです。特に担当をもっている歯科衛生士の退職は歯科医院にとって痛手となります。下記のような状況になっていないか、一度振り返ってみてはいかがでしょうか？

- ◆仕事の量・質に対応した報酬体系となっているか
- ◆過重労働になっていないか



定期的な面談
と
報酬体系の
明確化

■院内のメンタルヘルス対応

従業員がうつ病と診断された場合、本人はもちろん周りの従業員への影響も大きく、歯科医院にとって大きな痛手となります。大事なのはまず「**うつを作らない環境づくり**」と「**不調者の早期発見**」です。

うつ病は心の病であることから、心に症状が出てくるのでは？と思われがちですが、一番初めに出てくるのは身体面と行動面です。

「普段遅刻しない人が遅刻するようになった」「急な有給休暇が増えてきた」等、日頃一緒に働いているものならば気づけるポイントはいくつかあります。

うつは早期発見、早期対応をすることで重症化しない病気です。不調のサインを見つけたら専門家への相談を早期に促すことが重要となります。その場合も、「うつ」だと決めつけるのではなく、あくまでも「体調が悪そうだから医師の診断をうけてみたら」と促すに留まるというのもポイントとなります。



■院内のいじめ問題

女性が比較的多い職場ですし、歯科医院の在籍期間や置かれている状況もばらばらですから、十分起こりうる問題です。いじめの兆候に気づいたら、どのように対応すればよいのでしょうか？

- ◆事実確認を行う → 両者の意見を聞くことが重要
- ◆注意は従業員が行うのではなく、院長自らが行う
- ◆従業員ミーティングを行いチーム医療の重要性を認識させる

特にいじめは把握しにくい上、いじている本人に自覚が無いため、「指導」と「いじめ」「嫌がらせ」の境界が問題になります。院長自身が、具体的にどのようなことがあったかを把握して判断することが重要です。

人のトラブルをかかえている医院は多くあります。お気軽にお問い合わせください。
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 稲本 美幸



インターネットを利用した国際間取引が活発になる中、「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し」が行われ、平成27年10月1日より消費税の課税方式が改正されました。

■改正の目的について

制度の目的は、国内・国外事業者間の競争条件の公平化です。例えばkindleで購入する電子書籍は、海外のAmazonからの購入となるため、日本においては消費税の対象外です。国境を越えた役務の場合、国外事業者への課税ができないためです。一方、同様のサービスを国内事業者が行った場合、国内事業者は消費税がかかります。今回、中立性を確保する観点から、改正が行われました。

電気通信利用役務とは

電子書籍や音楽、広告の配信等を、インターネット等を介して行われる役務のことです。

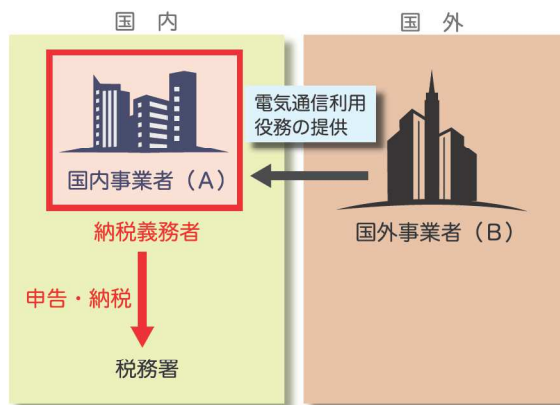
■改正点 ①(内外判定基準の見直し)

平成27年10月以後の取引より行う「電気通信利用役務の提供」について、消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの判断基準が、これまでの「役務の提供を行う者の事務所等の所在地」から「役務の提供を受ける者の事務所等の所在地」と見直されます。それにより**国外事業者から電子書籍等を購入する場合も消費税がかかるようになりました。**

■改正点 ②(リバースチャージ方式の導入)

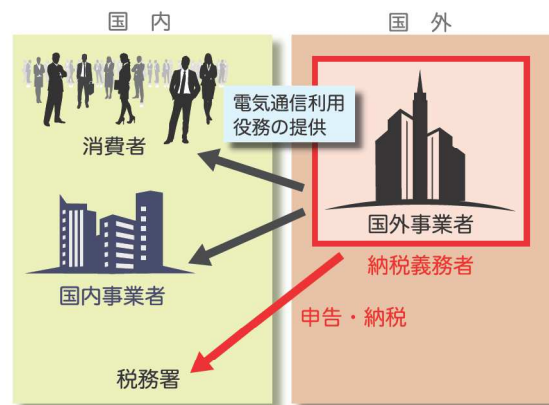
改正点①で、内外判定基準の見直しが行われましたが、国外事業者に消費税を課税することは困難だという問題があります。そのため、リバースチャージ方式が導入されました。これにより、**役務の提供を受ける国内事業者が納税義務者となること**になります。

(1) 事業者向け電気通信利用役務に係る課税方式 (リバースチャージ方式)



「事業者向けサービス」について、国内事業者が申告・納税を行う。

(2) 左以外の電気通信利用役務の提供 (国外事業者申告納税方式)



「消費者向けサービス」について、国外事業者が日本の税務署に申告・納税を行う。

※ (1) の国外事業者 (B) は、あらかじめ国内事業者 (A) が消費税の納税義務者となる旨を表示しなければならないこととされています。

※リバースチャージ方式は、経過措置により当分の間は、当該課税期間について一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満である場合にのみ適用されます。

歯科医院の場合

一般課税・・・課税売上割合が95%未満の医院が多いため適用になる可能性があります。
簡易課税・・・適用対象外となります。

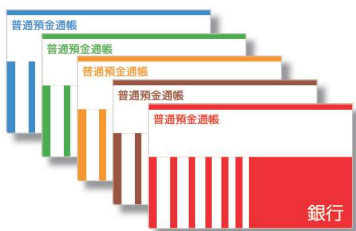
平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書と国外財産調書の改正が行われました。

■「財産債務調書」の提出制度改正

従来の「財産及び債務の明細書」は、「財産債務調書」へと名称が変わりました。平成28年1月1日以後に提出すべき「財産債務調書」に適用されることになります。

◇「財産債務調書」の要件の見直し

項目	改正前	改正後
提出基準	年間の総所得金額及び山林所得金額の合計が2,000万円超	① 年間の総所得金額及び山林所得金額の合計が2,000万円超。 ② その年の12月31日時点で3億円以上の財産を保有又は国外転出特例対象財産(有価証券や未決済デリバティブ取引にかかる権利等)を1億円以上保有。 ※①と②の両方を満たす方が対象となります。
記載事項	財産の種類、数量および価額	① 財産の種類、用途、所在別に、数量と価額を記入。 ② 財産の価額は、その年の12月31日における時価または見積価額を記入。また有価証券等については、銘柄等、取得価額等を記入。



※弊法人での「財産債務調書」提出は多くはありませんでした。今後は、改正によりさらに大幅に提出件数は減るものと思われます。提出基準②については先生方からの情報がすべてとなります。2,000万円超の先生方には個別に担当者から問い合わせさせていただきますのでご協力をお願い致します。

なお、適正な提出をしていただくために次のような措置が講じられています。

- (1) 財産債務調書の提出がある場合・・・ 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、所得税または相続税にかかる過少申告加算税等について、5%軽減されます。
- (2) 財産債務調書の提出がない場合・・・ 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合または記載すべき財産若しくは債務の記載がない場合は申告漏れにかかる部分の過少申告加算税等について5%加重されます。

■「国外財産調書」の提出制度改正

居住者の方でその年の12月31日において、国外に5,000万円超の資産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額等を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに所轄税務署に提出しなければなりません。国外財産調書の制度は平成26年1月1日より施行されていますが、平成27年1月1日以後、未提出等の場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が処される措置が追加されました。

該当される方はご相談ください。

税務や経営に関するご相談は、お気軽にお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 税理士 中川 義敬



Question

レセプトコンピュータ（以下、レセコン）について質問があります。当医院のレセコンを新しい機種に変更しようと思っています。メーカー担当者から、レセコンの税額控除が拡大されたと聞きました。詳細について、教えてください。

Answer

新規レセコンの導入に対する税額控除

新規にレセコンを導入すると、「中小企業投資促進税制（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）」に該当するため、税額控除の適用になる場合があります。下記の要件を満たせば、「購入（割賦・ローンも可）」、「リース」のいずれでも適用することができます。

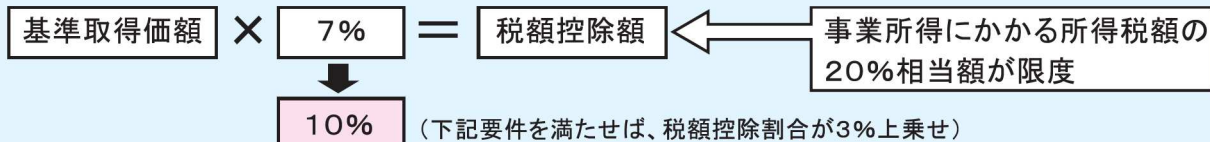
（利用料を払うタイプ、いわゆるレンタルは対象となりません）。

<税額控除の適用要件>

レセコン本体 120万円以上
ソフトウェア 70万円以上（ソフトウェアのみの購入でも可）

中小企業投資促進税制の上乗せ措置

平成26年度から下記の要件を満たしている場合には、税額控除の割合を3%上乗せし、10%まで税額が控除となります。



設備区分	適用要件	用件の確認方法
サーバー用電子計算機	最新モデル、かつ、年平均1%以上の生産性向上要件を満たすもの	メーカー・販売店等に証明書を依頼
一定のソフトウェア	設備の稼働状況等の情報収集・分析・指示機能を持つもの	

この上乗せ措置の適用には、**メーカーの証明書**が必須となります。

右記主要メーカーが販売している最新型のレセコンであれば、要件を満たしている場合が多いため、メーカーもしくは販売店の担当者に証明書を発行してもらえるか、ご確認をお願い致します。（証明書の発行には、通常2週間～1か月程度かかるため、ご注意ください）



ご不明点ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 小室 啓太



相続税の税務調査では預金や保険等の金融資産は必ず調査対象となります。また、一番多く申告漏れが指摘されるのも金融資産となっています。そこで今回は、名義預金の注意点についてお話し致します。

事例

東京在住のAさんは、2年前に大阪在住の父が亡くなり、相続税の申告をしました。今回相続税の調査が入り、父が積み立てていたAさん名義の預貯金5,000万円が父の相続財産から漏れていると指摘され、修正申告の対応を求められました。Aさんは申告の際に、「自分名義となっていた為、相続財産には含まれない」と思い除外していました。父はAさんに、贈与をしたつもりだったようです。なおAさんは、預金通帳も印鑑も管理してはならず、父が積み立てていたことも知りませんでした。

この預金は相続税が課税されるのでしょうか？

回答

Aさん自身預金通帳の管理をしておらず、その存在も知らない場合、贈与は成立せず、実質的にお父様の財産と変わらないと考えられます。よって、お父様の相続財産として相続税が課税される可能性が高いでしょう。

<税務署から名義預金と判断されるケース>

名義預金とは…預金の名義人が亡くなった方の配偶者・子・孫等の家族の名義人になっているが、本来の所有者はその亡くなった方であるとされる預金のことをいいます。

名義預金には相続税が課税され、申告漏れと指摘された場合には、更に追徴課税が行われることになります。

以下のような場合に、「名義預金」と判断されてしまうことが多いようです。

- A) 預金口座の名義人が、その口座の存在そのものを知らない。
- B) 預金口座の名義人が、通帳や印鑑を管理していない。
- C) 専業主婦や学生など働いていなくても収入がないにも関わらず、多額の預金がある。
- D) その資金源がどこかが不透明。適切に贈与の手続きをされていないものである。
- E) 贈与税を払っていない、申告していない。

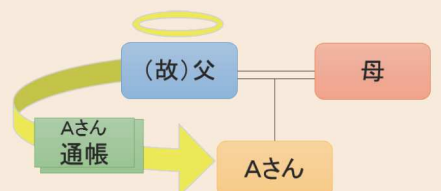
今回のケースですと、A)・B)・E)のケースに該当したことになります。

アドバイス

相続以外でお父様がお自身の財産を適切にAさんにお渡しするためには、贈与をする必要があります。贈与を成立させる為には、以下の手順が必要です。

- ① Aさんに贈与をしたい旨を知らせる。
- ② 贈与をするたびに贈与契約書を交わす。
- ③ 資金移動はお父様の預金口座からAさんの預金口座へ口座振替で行う。
- ④ 預金通帳と印鑑を、Aさんが管理する。

生前贈与は、計画的に行うことが重要です。



要件を満たさないと、贈与は成立しない！

生前贈与のご相談は、弊法人までご連絡ください。相続税対策もサポートしております。
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 相続事業部

9月号の「カイゼン歯科経営 その9」から引き続き、今回もマニュアルの作り方について述べたいと思います。具体的なマニュアルは全部を紙ベースで作成する場合、パソコンのシステムを利用する場合、クラウド上で作成する場合の3つに大きく区分できます。今月号はその3つについて紹介します。

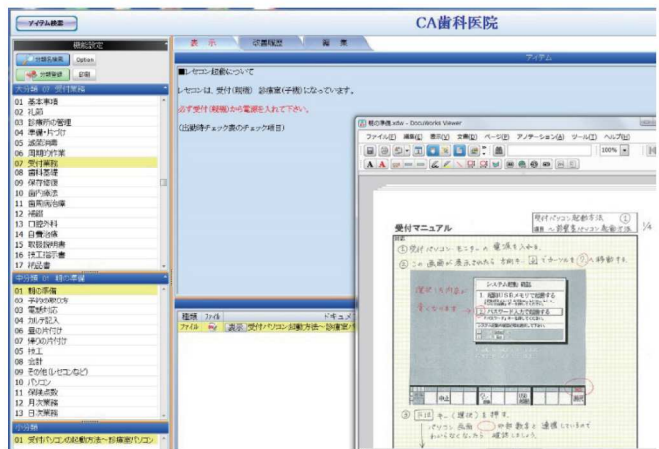
1. 紙ベースで作成する場合

紙ベースの作成とはいえ、すべてを紙で書くことは少なくなってきました。マイクロソフトのワードやエクセルを利用してまとめ、できた部分からファイリングしていきます。作成日、更新日は必ず記録するようにし、写真や図、グラフ等を用いることで分かり易くなります。パワーポイントも、画像や写真を取り込むには便利ですから、マニュアル作りにはお勧めです。

2. パソコンのシステムを利用する場合

これは、「整頓くん」というソフトで、Windows上で利用できます。マニュアルを大分類、中分類、小分類に3区分し、小分類の部分が具体的なマニュアルになります。参考資料は、ワード、エクセル、PDF、ドキュワークス、パワーポイントなどそのまま取り込めますので、大変便利です。インターネットで検索したサイトなどもリンクを設定できるので、YouTube等の動画の紐付け機能としても利用できます。

取り込んだデータは検索機能もあるので、機器の取扱説明書などもスキャニングをして保存すると便利です。これは、マニュアル自体はワード、エクセル、パワーポイント、ドキュワークスなどで作成し、それらを整理整頓しながら、マニュアルを作成するシステムといえます。興味のある方は、谷までお問い合わせください。



3. クラウド上のシステムで作成する場合

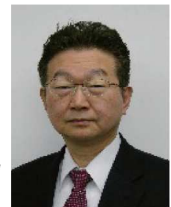
最近ではデジタルカメラやスマホにも動画撮影機能がついています。これをYouTubeの限定公開を使って、マニュアルとして利用する方法もあります。守秘義務があるようなものはセキュリティの関係で難しいですが、機器の操作マニュアルなどは動画が最適です。

マニュアルは、作らなければ何のカイゼンもできませんから、この機会にぜひスタートしてみてください。なお、今月で、マニュアルを作るというテーマについては、終了となります。

歯科医院の経営に関するご相談も承ります。どうぞお問い合わせください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎047-326-5111 医療事業部 税理士 谷 信洋



Corporate Advisers

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL: 03-3224-2870 FAX: 03-3224-2877

CLIENT2015年 291号

■発行日: 2015年12月5日

■発行元: 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部

■URL: <http://www.co-ad-shinjuku.com>

■お問い合わせ先: ☎03-3224-2873

<国内> 東京/大阪/横浜/千葉

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

